仮理事推薦書

　　　　年　 　月 　日

　　　滋賀県知事

（推薦人の住所または居所）

（氏名）　　　　　　　　　　　印

下記の者を特定非営利活動法人　　　　　　の仮理事に推薦いたします。

なお、下記の者は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないことおよび同法第21条の規定に違反しないことを確認しています。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名（ふりがな） | 住所又は居所 |
| （　　　　　　） |  |
| （　　　　　　） |  |
| （　　　　　　） |  |

【参考】

特定非営利活動促進法第20条の要件

|  |
| --- |
| 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者三　以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者・　特定非営利活動促進法の規定に違反した場合・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合・　刑法第204条［傷害］、第206条［現場助勢］、第208条［暴行］、第208条の２［凶器準備集合及び結集］、第222条［脅迫］、第247条［背任］の罪を犯した場合・　暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合四　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者五　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの |

特定非営利活動促進法第21条の要件

|  |
| --- |
| 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 |